

## 令和7年葉山町議会第2回定例会招集会議 提出議案

議案 18 専決処分の承認について

別紙「条例の概要」のとおり

報告 2 専決処分の報告について

道路河川課作業員が排水管の設置及びU字側溝への接続工事を行っていたところ泥水が飛散し、現場付近に駐車していた車両を汚損したことについての和解及び損害賠償

# 条例の概要

## 題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

- (1) 総排気量0.125リットル以下かつ最高出力4.0キロワット以下の二輪原動機付自転車に係る種別割の税率を定めることとした。
- (2) 大規模修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置の申告について規定することとした。

## 3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 新条例の軽自動車税に関する規定のうち原動機付自転車に係る規定は、令和 7 年度以後の軽自動車税について適用し、令和 6 年度分までについては、なお従前の例によることとした。
- (3) 新条例の固定資産税に関する規定は、令和 7 年度以後の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までについては、なお従前の例によることとした。